

6 水 管 第 2463 号  
令和 6 年 12 月 11 日

水産政策審議会 会長  
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

特定水産資源（めかじき（北大西洋海域））に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について（諮問第 463 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、特定水産資源（めかじき（北大西洋海域））に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量等について別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年七月一日農林水産省告示第千二百九十号（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びぶうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）、あおざめ（南大西洋海域）並びによしきりざめ（南大西洋海域）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において適用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改める。

改正後	改正前								
<p>大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）、あおざめ（南大西洋海域）並びによしきりざめ（南大西洋海域）に関する令和6管理年度（令和6年8月1日から令和7年7月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一～第六 （略）</p> <p>第七 めかじき（北大西洋海域）</p> <p>一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） 2,355.51トン</p> <p>二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係） 法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <p style="text-align: right;">（単位：トン）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">大臣管理区分</th> <th style="text-align: center;">大臣管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>めかじき（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業</td> <td style="text-align: right;">2,351.51</td> </tr> </tbody> </table> <p>第八～十一 （略）</p>	大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量	めかじき（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	2,351.51	<p>大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）、あおざめ（南大西洋海域）並びによしきりざめ（南大西洋海域）に関する令和6管理年度（令和6年8月1日から令和7年7月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一～第六 （略）</p> <p>第七 めかじき（北大西洋海域）</p> <p>一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） 632.00トン</p> <p>二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係） 法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <p style="text-align: right;">（単位：トン）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">大臣管理区分</th> <th style="text-align: center;">大臣管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>めかじき（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業</td> <td style="text-align: right;">628.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>第八～十一 （略）</p>	大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量	めかじき（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	628.00
大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量								
めかじき（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	2,351.51								
大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量								
めかじき（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	628.00								



(参考)

特定水産資源（めかじき（北大西洋海域））に関する令和6管理年度における漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について別紙2-26 めかじき（北大西洋海域）について、本年7月に設定した令和6管理年度（令和6年8月1日～令和7年7月31日）の漁獲可能量等に、令和5管理年度（令和5年8月1日～令和6年7月31日）からの繰越量（1,723.51トン）を追加する数量の変更を行う。令和6管理年度の漁獲可能量等の変更の詳細は以下のとおり。

単位はすべてトン

	漁獲可能量 (A)	国の留保枠 (B)	大臣管理漁獲可能量 (かつお・まぐろ漁業) (A)-(B)
令和6管理年度における当初の数量	632.00	4.00	628.00
令和6管理年度における変更後の数量	<u>2,355.51</u>	4.00	<u>2,351.51</u>
追加数量（令和5管理年度からの繰越量）	<u>+1,723.51</u>	0.00	<u>+1,723.51</u>

(参考) 令和6年度ICCAT年次会合で合意された  
令和5管理年度からの繰越量の計算過程

単位はすべてトン

令和5管理年度の我が国への割当量 (①)	2,219.81
令和5管理年度の漁獲実績 (②)	<u>496.30</u>
令和5管理年度からの繰越量 (①-②)	<u>1,723.51</u>